

研究機関における公的研究費の 管理・監査のガイドライン(実施基準) の改正について

令和3年3月1日(月)

国立大学法人研究担当理事・副学長協議会



文部科学省

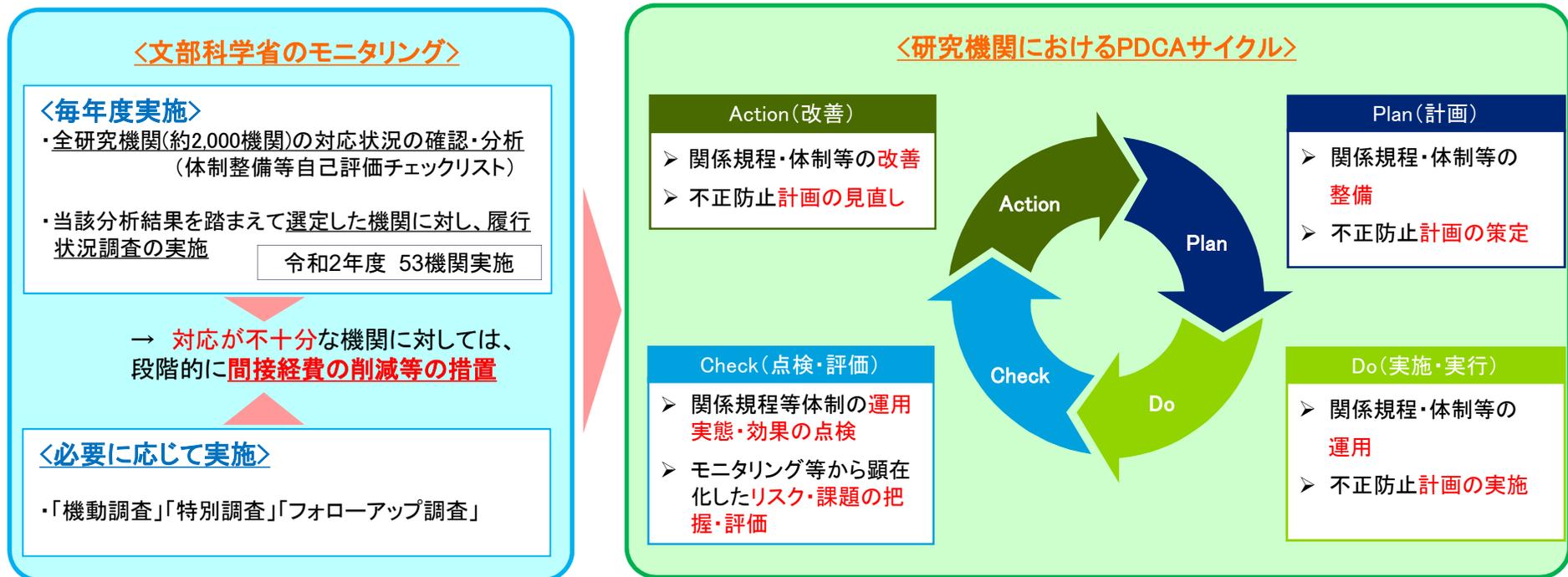
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室

ガイドラインに基づくこれまでの取組

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」は、平成26年度に改正され、**全ての研究機関において不正防止体制を構築**し、研究費不正防止対策の様々な取り組みが実施されてきた。

◆ 不正防止に向けたPDCAサイクルの確立



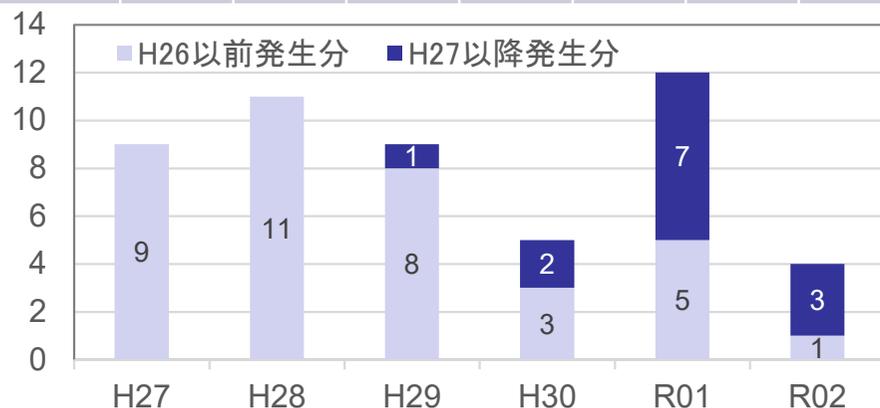
◆ 研究機関への情報提供

- 研究機関に対する研修会等の実施(毎年度10回程度)
- 研究機関での取組に資するべく、不正事案の文科省HPIにおけるわかりやすい内容での公開
- 公的研究費に係る不正事例(研究機関におけるコンプライアンス教育用)(平成28年3月)を作成・公開
- 履行状況調査における主な取組事例(抜粋)(平成26~29年度)を作成・公開

平成27年度以降の不正使用事案認定件数と内訳（令和3年2月1日現在）

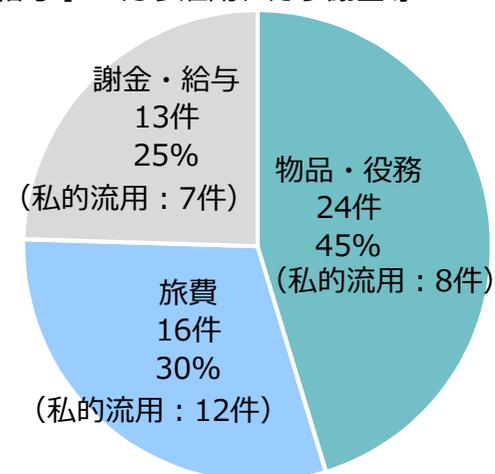
◆不正認定件数

年度	H27	H28	H29	H30	R01	R02	合計
H26以前	9件	11件	8件	3件	5件	1件	37件
H27以降	0件	0件	1件	2件	7件	3件	13件
合計	9件	11件	9件	5件	12件	4件	50件



◆不正種別の内訳

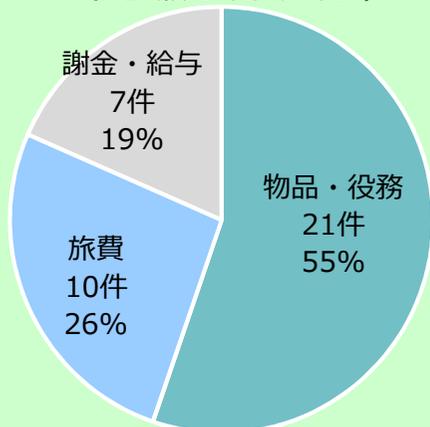
- 【物品・役務】 預け金、期ずれ、品名替え等
- 【旅費】 架空請求、二重請求等
- 【謝金・給与】 カラ雇用、カラ謝金等



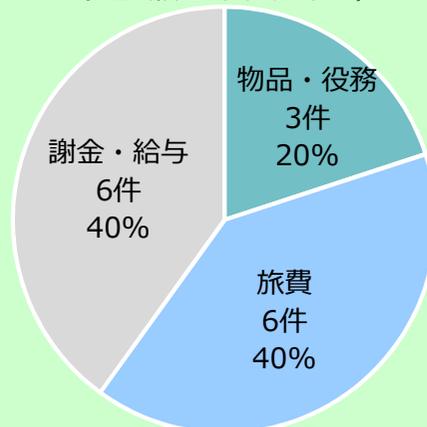
※1件の事案で複数の不正が行われた場合は両方の種別に計上

◆不正種別の変化

平成14～26年度発生分
(H19版ガイドライン)



平成27年度以降発生分
(H26版ガイドライン)



●物品・役務

事務部門による発注・検収、換金性の高い物品の管理、業者との癒着防止対策（処分方針の周知、誓約書の徴取等）が実施されたことにより、不正が生じにくくなったと考えられる。

●旅費

実態のないカラ出張の事例は減少したものの、異なる経費や機関で旅費を二重に請求する事例が発生している。

●謝金・給与

カラ雇用、カラ謝金等、依然として学生が巻き込まれる事例が発生している。

最近の研究機関における不正使用事例(令和2年度処分公表分)

No.	機関名	不正の種別	不正使用額	不正が行われた年度	機関における処分
1	京都大学（医学研究科）	架空請求（カラ出張、カラ給与）、還流、目的外使用	788,820円	H28～30	懲戒解雇相当
2	東海大学	旅費の重複受給、目的外使用	185,240円	H27～30	出勤停止14日
3	京都大学（文学研究科）	不正な謝金の支出	19,200円	H28	戒告
4	水産研究・教育機構	カラ雇用、架空請求	266,662円	H29～30	停職4月
5	甲南大学	重複受領（立替払い清算時の架空請求）	1,034,752円	H27～30	諭旨退職
6	京都大学（霊長類研究所）	過大な支出、架空取引、目的外使用、入札妨害	506,697,056円	H23～26	懲戒免職ほか

不正使用の傾向 ① 旅費の支給手続きにおける不正(虚偽請求、二重請求、カラ出張)

対策: 普段の精算時に、出張報告書と関係書類により、**事実確認**を行うことが重要。

➡ さらに、内部監査時には、出張の相手方への抜き打ちヒアリングによる出張状況の確認や、**航空機半券の運賃種別**の確認を実施し、**実施結果を周知**することで効果的な牽制を図ることも重要。

また、コーポレートカードの活用や旅行業者への業務委託等により、**研究者が支払いに関与する必要のない仕組みを導入**することが望ましい。

不正使用の傾向 ② 学生への謝金・給与における不正(カラ謝金、カラ給与)

対策: 日々の**作業実態の確認**を研究室任せにならないようにすることが重要。

➡ さらに、**コンプライアンス教育**を教職員だけでなく、**学生にも実施**すること。

内部監査時には、謝金・給与受給者に対するヒアリングで、業務内容に関する指示や、業務の確認方法について確認を行い、**実施結果を周知**することで効果的に牽制することが重要。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正概要 （令和3年2月改正 文部科学大臣決定）

不正が発生する機関では・・・

- 1.不正防止のPDCAサイクルの形骸化 →PDCAサイクルが繋がらない、うまく回せていない。
- 2.組織全体への不正防止意識の不徹底 →組織全体で研究費不正防止の意識が低い、意識の共有が出来ていない。
- 3.内部牽制の脆弱性 →体制を含む事務チェックが機能していない、内部監査結果が不正防止対策に活用されていない。

- ◎研究費不正により**優秀な研究者を失う**ことは、国にとっても**大きな損失！**
- ◎我が国の科学技術・学術の発展のためには、**研究費不正を起こさせない環境を構築し、不正を根絶することが急務！**

改正の内容 ～不正防止対策強化の3本柱～

目的

- 研究機関全体の意識改革を図り、**研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成**するとともに、組織風土に合わせた防止策で**実効的かつ効率的な対策**を実現する。
- これまでの各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因を踏まえ、**従前のガイドラインの記述の具体化・明確化**を図る。

ガバナンスの強化

～不正根絶に向けた最高管理責任者の
リーダーシップと役割の明確化～

- ✓ **最高管理責任者**による不正根絶への強い決意表明と役員会等での審議の要件化
- ✓ **監事**に求められる役割として、不正防止に関する内部統制の状況を機関全体の観点から確認し意見を述べることを要件化
- ✓ 効果的な内部統制運用のため**不正防止のPDCAサイクルを徹底**
【不正防止計画への内部監査結果の反映等】

意識改革

～コンプライアンス教育・啓発活動による
全構成員への不正防止意識の浸透～

- ✓ **統括管理責任者**が行う対策として、不正を防止する組織風土を形成するための総合的な取組のプロデュースを要件化
- ✓ 不正根絶に向けた**啓発活動**（意識の向上と浸透）の継続的な実施を要件化
- ✓ 啓発活動は、**コンプライアンス教育と併用・補完**し内部監査の結果など認識の共有を図る

不正防止システムの強化

～監査機能の強化と不正を行える
「機会」の根絶～

- ✓ **内部監査**の実施にあたり専門的な知識を有する者（公認会計士等）の参画を要件化
- ✓ **監事・会計監査人・内部監査部門**の連携を強化し、不正防止システムのチェック機能を強化
- ✓ コーポレートカードの利用等、**研究者を支払いに関与させない支出方法の導入**等

令和3年度を「**不正防止対策強化年度**」と位置付け、各研究機関で**再点検**を行い体制整備を推進
文部科学省では、改正ガイドラインに基づくモニタリング及び指導を強化

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

第1節 機関内の責任体系の明確化

- (1) 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 ※最高管理責任者及び統括管理責任者の役割を追加
- (2) 監事に求められる役割の明確化 【新設】

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透） ※啓発活動を新設
- (2) ルールの明確化・統一化
- (3) 職務権限の明確化
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置 ※不正防止計画推進部署と内部監査部門の連携の強化
- (2) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施 ※不正防止計画へ内部監査結果を反映させることを追加

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

※コーポレートカードの利用等による不正防止対策の強化

第5節 情報発信・共有化の推進

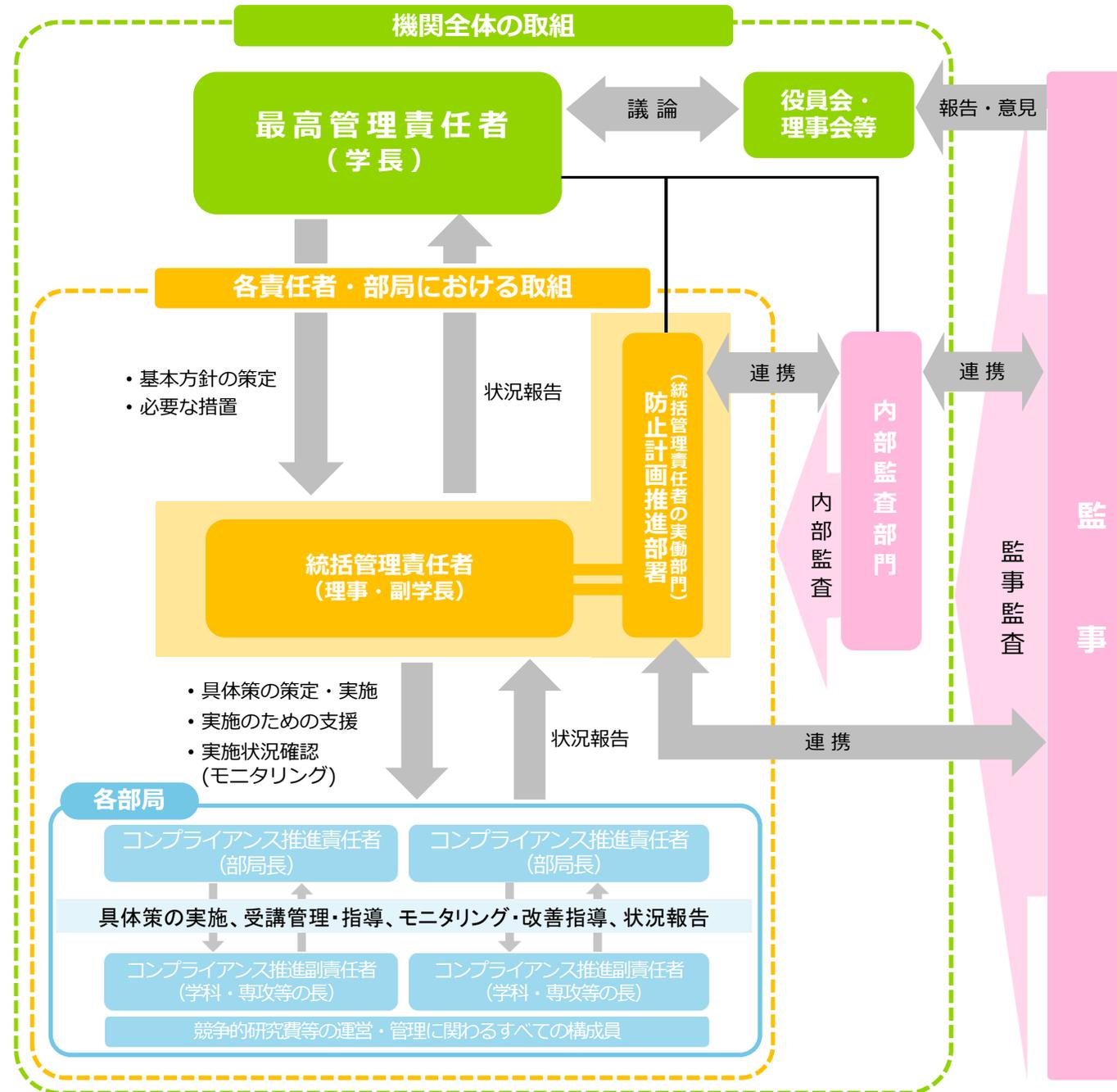
第6節 モニタリングの在り方

- ※内部監査における専門的知識を有する者（公認会計士等）の活用
- ※監事・会計監査人・内部監査部門の連携
- ※内部監査結果の周知と機関全体としての再発防止の徹底

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング、指導及び是正措置の在り方

第8節 文部科学省、配分機関による競争的研究費等における不正への対応

大学における責任体系図の例



最高管理責任者のリーダーシップ

- ✓不正根絶への強い決意の表明
- ✓不正防止策について実施状況等を踏まえ役員会等で定期的に議論
- ✓積極的に啓発活動を実施し、構成員の意識の向上と浸透を図る

監事に求められる役割

- ✓不正防止に関する内部統制の整備・運用状況の確認
- ✓不正防止計画が不正発生要因に対応しているか確認
- ✓防止計画推進部署・内部監査部門との連携
- ✓役員会等において定期的に報告し、意見を述べる

統括管理責任者及び防止計画推進部署で機関全体の不正防止対策をプロデュース

- ✓不正防止計画の策定・実施
- ✓コンプライアンス教育や啓発活動等の実施計画
- ✓上記を通じ、構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組を実施

コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)

ガイドラインでは、関係者の意識の向上と浸透を図る取組として、機関に対して行動規範の策定、コンプライアンス教育・啓発活動の実施、構成員からの誓約書等の徴取を求めています。

行動規範の策定:不正防止対策の基本方針における考え方を反映し、コンプライアンス教育・啓発活動において構成員へ周知

コンプライアンス教育・啓発活動の実施

コンプライアンス教育

対象: 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員

目的: 自身が取り扱う競争的研究費等の**使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解**させること

頻度: 新規着任時・機関が定める一定の期間毎

方法: 対面又はオンラインでの研修・説明会、e-ラーニングによる学習等

※受講状況及び理解度について把握し、必要に応じてフォローアップを行う。

啓発活動

対象: 全ての構成員

目的: **不正を起こさせない組織風土を形成**するために、不正防止に向けた**意識の向上と浸透**を図ること

頻度: 少なくとも四半期に1回程度(繰り返し頻繁に実施することで意識付けを図る)

方法: 既存の会議やリスクマネジメントを通じた意識啓発、会議体・Webサイト・メール等による情報共有、ポスターの掲示、意識調査の実施等

※啓発活動を通して構成員の意識の変化を把握する等、適宜PDCAサイクルに活用する。

誓約書等の徴取: 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員から、機関の規則等を遵守すること、不正を行わないこと、不正を行った場合は機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること、を含む誓約書を徴取する。

文部科学大臣のメッセージ

- 研究費不正によって研究機関の信用が大きく傷ついてしまうこと、優秀な研究者を失ってしまうことは、国にとっても大きな損失であり、**わが国の科学技術・学術の発展のためには研究費不正を根絶することが喫緊の課題**となっています。
- 研究費不正根絶のためには、各研究機関において**全ての構成員の意識を高め、不正を起こさない、起こさせない組織風土を上げる**ことが極めて重要です。例えば、研究者が**研究費の正しい使い方について相談しやすい支援体制を整備**することや、研究者の理解と意識向上を図るための**きめ細かいコンプライアンス教育を研究者に届くよう工夫して実施**することなどにより、研究費不正を未然に防ぐ環境を整えることが有効と考えます。
- **研究費不正を防止することが各研究機関の組織や研究者を守ることにつながる**ものであることを認識し、機関の長のリーダーシップの下、それぞれの研究機関の組織風土に合った、創意工夫ある主体的な不正防止策を組織全体として講じていただきたいと考えております。
- 今回のガイドライン改正に盛り込まれた各事項は、既に多くの機関で実施され成果を挙げている取組を明確化したものとなっています。各研究機関におかれましては、今回の改正を機に、**自らの機関における取組を再点検**し、研究費不正の根絶に向けた**効率的かつ実効性のある不正防止対策を実現**してください。

公的研究費の管理・監査体制の整備等に関する相談窓口

○研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

○競争的資金調整室では、各機関のガイドラインに基づく体制整備等全般に関する相談を受け付けています。

各機関において、体制整備・関係規程の制定・見直しに関する検討等に際してご質問・ご相談がある場合は、お問い合わせください。

文部科学省 研究振興局
振興企画課 競争的資金調整室

【直通電話】 03-6734-4014

【E-mail】 kenkyuhi@mext.go.jp